

調達管理番号：19a01330

国名：セルビア国

担当部署：地球環境部 環境管理グループ 環境管理第二チーム

案件名：廃棄物管理能力向上プロジェクト（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年4月28日から2020年6月30日まで
- (2) 業務M/M：国内 0.4M/M、現地 0.43M/M、合計 0.83/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
4日 13日 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独
型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年4月21日
(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	環境管理分野における各種評価調査
------	------------------

対象国／類似地域	セルビア共和国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

セルビアでは経済成長と都市化が進む中、廃棄物の管理体制改善が課題となっており、特に最終廃棄物埋立地の不適切な管理による地域環境や周辺住民の健康への影響が懸念されている。セルビア政府は廃棄物管理法を数次にわたり改訂し、国全体を27の地域に区分した広域廃棄物管理システムの導入、地方自治体に対し2019年までの同システムへの加入及び廃棄物の分別収集の義務付け等を行っていた。またEUの加盟を目指す同国は、国家廃棄物管理計画（2015-2019）及び現在策定中の次期国家計画（2020-2025）においてEUの基準に沿った廃棄物の適正管理を実現するため、廃棄物抑制プログラムや、廃棄物に関連する5つの導入計画（Five Directives Specific Implementation Plans）が策定されている。

他方、廃棄物管理を主管する環境保護省（Ministry of Environment Protection: MEP）の知見・指導能力及び地方自治体における組織体制・人員・管理能力等の不足により、これら廃棄物関連政策の実施は限定的な内容に留まっている。特に、中小規模の自治体では、広域廃棄物管理システムへの加入により運搬・処理費用等の負担増加が見込まれるため、加入に積極的ではない状況にある。セルビア政府は広域廃棄物管理システムを中核とした廃棄物の適正管理及びリサイクル等の推進による循環型社会の実現を目指しており、中小自治体の広域廃棄物管理システムへの加入を促進するため、廃棄物管理コスト抑制のための収集・運搬の効率化並びに分別・リサイクルの推進にかかる現実的に実施可能なモデルの構築が急務となっている。

セルビア北東部、クロアチアとの国境付近に位置するシド市は人口約 32,000 人の地方都市であり、国家廃棄物管理計画に基づき策定された地域廃棄物管理計画の下、行政サービス公社（Public Utility Company: PUC）が廃棄物管理サービスを実施している。同市では約 26.3 トン/日のごみが発生し、現在までごみの分別はなされていない。PUCにより収集されたごみは市内（中心市街地から約 2km）の処分場に運び込まれているが、掘削なしで積み上げられたごみは高さ 3メートル程度に達し、処分場容量の残余年数は約 4 年と見込まれている。同市は早急に広域廃棄物管理システムに加入することを希望しているが、同システムで使用する Sremska Mitrovica 広域衛生埋立処分場は市内から 50km の距離にあり、ごみ量及び種類・分別状況に応じて受入料金（tipping fee）が課されることから、受入料金及び燃料等の輸送コスト等の増加への懸念から加入手続きが進んでいない。財政負担の増加を抑制するためには、分別・リサイクル等による減量化の取組が必要であるが、PUC の廃棄物管理能力・体制が不十分であることからこれらの手法は導入されていない。またセルビア政府によれば、国内の中小規模自治体の多くがシド市と同様に財政面や組織能力面の制約から広域廃棄物管理システムへの加入が進んでいないと想定さ

れる。

本プロジェクトでは、シド市において効率的で持続可能な廃棄物管理体制を構築して広域廃棄物管理システムへの加盟に伴う経済的負担を抑制すること、その経験を中小規模自治体における廃棄物管理改善のモデルとして、国内の他の地域へ共有することによりセルビア全域での広域廃棄物管理システムへの加盟促進を図ることを目的とする。更に、EUが定める環境基準の達成とリサイクル率の向上に寄与することで、同国が国家目標とするEU加盟への後押しを行う。

今回実施する詳細計画策定調査では、本プロジェクトの事業対象地、計画枠組み、成果と主な活動案等について先方関係者と合意したうえで、具体的な実施体制、目標設定、活動内容等について確認・協議を行い、プロジェクトに関わる合意文書(M/M)締結を行うことを目的とする。

なお、環境社会配慮に関して、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに分類されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握のうえ、「JICA事業評価ガイドライン第2版」(2014年5月)及び「JICA事業評価ハンドブック(Ver.1.1)」(2016年5月)に沿って担当分野に係る以下の調査を行う。また総括による取り纏めに協力する。併せて、JICAの環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)を十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2020年5月上旬)

- ① 要請書、当該分野に係る類似の事業等の報告書及びJICAが提供する関連報告書に基づき、要請背景及び内容を把握する。
- ② 他ドナー(特にSIDA、GIZ)による関連プロジェクト及びEUによるEU加入候補国向けの資金支援制度等の情報収集・分析を行う。現地で適用可能性のある我が国自治体の分別・収集を含む廃棄物管理の手法及び我が国企業の関連製品・技術について情報を収集・分析する。
- ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討し、相手国関係機関への事前質問項目(案)を取りまとめる。
- ④ PDM(Project Design Matrix)案(和文・英文)、PO(Plan of Operation)案(和文・英文)、事業事前評価表案(和文)の担当部分や関連部分を検討する。またその他現地協議用資料の作成に協力する。
- ⑤ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2020年5月中旬～下旬)

- ① JICAバルカン事務所等との打合せに参加する。
- ② セルビア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。

- ③ 質問票や国内準備期間での検討分析結果に基づき、インタビューなどを通して情報・資料を追加収集し、現状の把握を行う。具体的に想定されている内容は以下のとおり。

- ア) シド市における廃棄物管理の現状（収集運搬、中間処理、最終処分、料金システム、財務・経営、住民啓発、民間活用等）
- イ) シド市における廃棄物管理に係る関係組織の概要（組織図、部署別業務内容・職員数、財務状況・予算の推移、所掌事務、職員の経験・能力）
- ウ) セルビア環境保護省の廃棄物管理の改善に係る方針・優先順位及びシド市以外の中小自治体における廃棄物管理改善ニーズ
- エ) 他ドナー（特に SIDA、GIZ）及びセルビア共和国政府の自己資金による類似プロジェクトの実施状況
- オ) 本プロジェクトにおける、我が国自治体の事例及び我が国企業の技術等の適用可能性及び現地の自治体・企業等による連携ニーズ
- カ) 本プロジェクトに対する各関係機関のニーズ
- キ) EUによる資金支援制度との連携及び本プロジェクト実施後の当該支援制度の活用可能性
- ク) プロジェクト実施による温室効果ガス(GHG)削減量

- ④ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
- ⑤ 調査・協議結果に基づき、他団員と協力してプロジェクト概要（協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程、実施体制等）を検討・提案する。
- ⑥ JICA による PDM・PO 案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。
- ⑦ セルビア側機関に対する R/D 案を含む M/M 案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 「気候変動対策支援ツール（適応策）：気候リスク評価・適応策検討のガイダンス」
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）を参考に、先方政府とともに、気候リスク評価（曝露、ハザード、脆弱性、気候リスク、適応オプションの検討）を実施し、評価結果の要約を作成する。
- ⑨ JICA バルカン事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。

（3）帰国後整理期間（2020年6月）

- ① 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）作成に協力する。
- ② 収集資料を整理・分析する。
帰国報告会、国内打合せに出席し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、JICA による同報告書の取りまとめに協力する。

（4）その他

調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや

課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを PDM に反映させる。

なお、具体的な PDM 反映に際してのステップは以下のとおり。

- ① プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するために指標を設定する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 収集資料一式
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、往路・復路ともにアブダビ経由を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務期間は 2020 年 5 月 10 日頃～6 月 10 日頃を予定しています。本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行して現地調査を開始する予定です。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 業務主任者（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（本コンサルタント）

- ③ 便宜供与内容

JICA バルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり

- イ) 宿舎手配
あり

- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。）

エ) 通訳備上
なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供
なし

(3) 参考資料

① 本業務に関連する以下の資料が公開されています。

Environmental Infrastructure Support Programme, Phase II (EISP2)(SIDA)
<http://upload.openaid.se/document/serbia/interim-report-no.-1-oct17-final.pdf>
INCLUSION OF INFORMAL COLLECTORS INTO THE EVOLVING WASTE
MANAGEMENT
SYSTEM IN SERBIA(GIZ)
https://www.giz.de/en/downloads/GIZ_A_Road_Map_For_Integration_online_LINKS.pdf

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してくだ

- さい。
- ③ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やセルビア政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期及び業務内容に関してはJICAと協議の上決定致します。
 - ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
 - ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上